

■受給世帯の状況

子ども手当の申請は4月1日現在の各世帯の状況により、下図のとおりとなります。

中学3年生以下の子どもを養育し、現在児童手当を受給していない人。
※児童手当の所得超過者を含む。

子ども手当を受けるためには、申請が必要です。申請書を支給対象となる世帯主に送付しています。

※一つの世帯に複数の世帯が同居している場合は、保護者別に申請してください。

●世帯主あてに案内の通知をしています。受給者は主たる生計者となります。

●6月の現況届の提出は不要です。

中学3年生以下の子どもを養育し、現在児童手当を受給している人。

中学2・3年生の子ども分の子ども手当を受けるためには、申請が必要です。

※申請書を支給対象となる世帯の各児童手当受給者に送付しています。

●6月の現況届の提出は不要です。

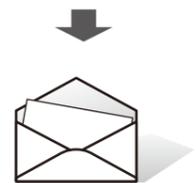


中学1年生以下の子どもを養育し、現在児童手当を受給している人。

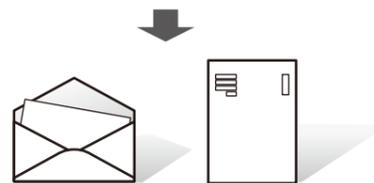
子ども手当の申請は必要ありません。

※ただし、手続きが保留となっている人は申請が必要です。

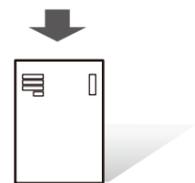
●6月に現況届の提出が必要です。



「封書」が届きます



「封書」と「認定通知」が届きます



「認定通知」が届きます

■子ども手当の寄付

受給資格者は子ども手当の支払いを受ける前に、同手当の全部または一部を市に寄付することができます。寄付を希望する人は、申請時に申出書を提出してください。

なお、寄付額については、所得税・住民税の寄付控除の適用が受けられます。

詳細は、本庁・子育て支援課へお尋ねください。

■その他

●制度移行に伴う申請は、9月30日☎までに受け付けたものに限り、4月1日または支給要件に該当した日にさかのぼって支給します。

●4月1日以降に本市へ転入した人で、子ども手当の申請が済んでいない人は申請が必要です。

●別居している子どもが市外にいる場合は、別居監護申立書と住民票を提出することにより、受給できる場合があります。子どもと別居している場合は、天草市の住民票で子どもとの別居の事実が判らないため、申請書類などを発送することができませんので個別にお知らせください。

●保護者が公務員の場合は、所属庁からの支給となりますので、勤務先へ申請してください。

※『子ども手当』についての詳しいことは、市役所本庁・子育て支援課子ども福祉係☎②1111(内線1175)へ。

『子ども手当』を支給します!

～支給対象は中学校修了前まで。所得制限なし～

4月1日から、「児童手当制度」が「子ども手当制度」に移行しました。支給対象年齢が“中学校(修了前)まで”に拡大され、所得制限はなくなりました。次の世代の社会を担う、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援するため『子ども手当』を支給します。今回、新たに申請が必要となる世帯には、「子ども手当申請案内通知」を送付していますので、早めに申請してください。

◆児童手当と子ども手当の比較

児童手当(平成22年3月まで)		→	子ども手当(平成22年4月から)	
対象年齢	小学校6年生(修了前)まで		対象年齢	中学校3年生(修了前)まで
手当月額	・3歳未満…一律1万円 ・3歳以上…5,000円(第1・2子)、1万円(第3子以降)		一律1万3,000円	
支給月	2・6・10月		2・6・10月	
所得制限	あり		なし	

■支給対象者

子ども手当の支給対象者は、平成22年度において、中学校修了前まで(15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもです。

■支給額

子ども手当の支給額は、対象となる子ども1人につき月額1万3,000円です。

■支給時期

4月30日☎までに申請した人は、6月15日☎に指定の口座に振り込みます。なお、5月6日☎以降に申請した人については、申請した日の翌々月に順次振り込みを行います。

■受給者

子ども手当の受給者は、支給対象となる子を監護している父母などとなります。

●父母がともに子どもを監護している場合は、生計を維持する程度の高い人が受給資格者となります。生計を維持する程度の高い人(主たる生計者)とは、次の要件を多く満たしている人です。

- ①住民票上の取り扱い(父母のどちらが世帯主になっているか)
- ②健康保険の適用状況(子どもが父母のどちらの被扶養者になっているか)
- ③所得税などの扶養控除の適用状況(子どもが父母のどちらの扶養親族になっているか)
- ④父母の収入の状況(父母のどちらが恒常的に高いか)
- ⑤子どもにかかる家族給の状況(父母のどちらに勤務先から扶養手当などが支給されているか)

■申請方法

各世帯主または児童手当の受給者に送付している申請書に必要事項を記入し、関係書類などを持参のうえ各申請場所へ提出してください。

【関係書類など】

- 印かん(朱肉を使用するもの)●預貯金通帳(受給者〔保護者〕名義)●受給者(保護者)の健康保険証(国民年金の加入者以外)※加入している健康保険によっては、年金加入証明が必要な場合があります。●子どもの世帯全員記載の住民票(子どもが天草市外に住民登録されている人)

◆子ども手当の受付期日

地区	期 日	時 間	場 所
本 渡	4月19日☎～同21日☎	8:30～19:00	本庁・1階南側玄関
	4月22日☎～9月30日☎		
牛 深	4月19日☎～9月30日☎	8:30～17:15	牛深支所・保健福祉課
その他の地区			各支所・市民生活課

※申請の受け付けは、左表のどの場所でもできますが、いずれも土・日曜日、祝日を除きます。